ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円八十二銭八厘

十二　償還期限　平成二十二年十月二十日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十一年十月二十日

○財務省告示第三百六十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成二十一年十月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月五日

財務大臣　藤井　裕久

一　名称及び記号　国庫短期証券（第六十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　日本銀行による借換えのための引受け

五　発行額　額面金額で七百十二億二千万円

六　最低額面金額　千万円

七　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

八　発行日　平成二十一年十月二十日

九　発行価格　額面金額百円につき九十九円八十二銭八厘

十　償還期限　平成二十二年十月二十日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十一　償還金額　額面金額百円につき百円

十二　元金支払場所　日本銀行

十三　払込期日　平成二十一年十月二十日

○財務省告示第三百六十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十月二十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月五日

財務大臣　藤井　裕久

一　名称及び記号　国庫短期証券（第六十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千七百七十四億七千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千七百二十四億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆二千七百五十三億四千三百四十五万千百五十円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千七百二十二億四千九百九十二万二千八百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年十月二十六日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十五銭九厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十五銭九厘七毛

十二　償還期限　平成二十二年二月一日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十一年十月二十六日

○関東地方整備局告示第三百十五号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十一年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十一年十一月五日

関東地方整備局長　菊川　滋

（別紙）

認定更新番号表

（平成21年10月1日）

製造業者名称	浄化槽の型式	更新前の認定番号	更新後の認定番号
第一公害プラント㈱	代表取締役　山下　大輔		
〃	Abic浄化槽　FM―5型	3―04K―H―001	3―09K―H―001
〃	FM―7型	〃　―1	〃　―1
〃	FM―10型	〃　―2	〃　―2